

山形市福祉体育館 利用料金

使用区分	専用使用				照明設備使用料	普通使用		
						一般	高校生	中学生以下
使用単位	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	全面 1時間までごと	一人1回（専用使用時間区分と同じ）		
使用料	一使用区分ごと 4,500円				800円	250円	100円	50円
概要	使用区分に応じ1/2の施設を使用する場合は、それぞれの使用料の1/2の額とする。学校等・児童・生徒（幼稚園・小・中・高）が使用する場合は1/2の額とする。					専用利用が無い場合に普通使用料金でご利用になれます。（事前予約はできません）		